

一般社団法人ロボット心臓手術関連学会協議会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人ロボット心臓手術関連学会協議会（以下、「この法人」という。）の定款を運営するために必要な事項を規定し、円滑な協議会活動を推進することを目的とする。

第2章 会員

(正会員の資格)

第2条 正会員の資格は、この法人の会員で経費等及び会費（以下「年分担金」という。）を完納している限り、継続する。

(施設会員)

第3条 施設会員は、認定施設と認定された年度から、この法人の会費を完納し、この法人の定款の定めに抵触しない限り、継続する。

(コンソール術者会員)

第4条 コンソール術者会員は、コンソール術者と認定された時から、この法人の定款の定めに抵触しない限り、継続する。

第3章 入会審査

(委員会の設置)

第5条 入会審査は、委員会が行う。

- 2 委員会は、委員長及び正会員から選出された当該団体の理事及び評議員それぞれ1名の委員から構成する。
- 3 委員長は、委員の中から選出する。委員長に選出された委員の後任者は、委員長を選出した当該団体から補充する。
- 4 施設会員及びコンソール術者会員の審査は、委員長及び3名の委員の合議によって決定する。
- 5 プロクター審査は、委員長及び委員3名のうち、プロクター2名を含むものとする。
- 6 施設会員の更新の詳細は別に定める。

第4章 会費等

(正会員の年分担金)

第6条 正会員の1年間の年分担金は、50万円とする。

(施設会員の年会費)

第7条 施設会員の年会費は、5万円とする。

第5章 申請料

(施設会員)

第8条 施設会員の入会審査は、申請料を5万円とする。この場合、コンソール術者会員も審査も併せて行う。

(コンソール術者会員)

第9条 コンソール術者会員の入会審査は、申請料を3万円とする。なお、暫定コンソール術者についても同様とする。

(プロクター審査)

第10条 コンソール術者会員の中で、プロクター審査を受ける会員については、申請料を5万円とする。

(施設会員の更新)

第11条 施設会員の更新審査は、申請料を5万円とする。

第6章 認定料

(施設会員)

第12条 施設会員に認定したことを証するにあたり、認定料を5万円とする。

(コンソール術者会員)

第13条 コンソール術者会員に認定したことを証するあたり、認定料を3万円とする。

(プロクター認定)

第14条 プロクターの認定を証するにあたり、認定料を5万円とする。

(施設会員の更新認定)

第15条 施設会員の更新認定を証するにあたり、更新認定料を5万円とする。

第7章 補則

第16条 この細則は、社員総会の議決を経て、変更することができる。

附則

- 1 この細則は、一般社団法人ロボット心臓手術関連学会協議会の設立の日から施行する。